

社会福祉法人朝霞地区福祉会
介護等特定処遇改善手当支給規程

令和元年9月25日

(目的)

第1条 介護報酬における介護職員等特定処遇改善加算及び障害福祉サービス等報酬における福祉・介護職員等特定処遇改善加算（以下「加算」という。）を活用して、社会福祉法人朝霞地区福祉会が、介護職員等の更なる処遇改善を行うため実施する介護等特定処遇改善手当（以下「特定処遇改善手当」という。）の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 常勤職員 職員給与規程が適用される職員
- (2) 臨時職員等 臨時職員等取扱規程が適用される職員及び再雇用職員

(特定処遇改善手当の区分及び対象施設及び対象職員)

第3条 特定処遇改善手当の区分及び対象施設及び対象職員は、次のとおりとする。

		対象施設及び対象職員			
		みつばすみれ学園 すずらん	朝光苑 (特養・短期)	朝光苑 (デイサービスセンター)	
区	A	職種	児童発達支援管理責任者 児童指導員 保育士 サービス管理責任者 生活支援員 理学療法士 作業療法士 臨床心理士 言語聴覚士	生活相談員 介護支援専門員 介護職員	生活相談員 介護職員兼生活相談員 介護職員
		条件	・経験年数が他法人の経験年数を含め10年以上で、児童発達支援管理責任者又はサービス管理責任者に従事しているもの ・経験年数が他法人の経験年数を含め10年以上で、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士資格を有するもの	経験年数が他法人の経験年数を含め10年以上で介護福祉士資格を有するもの	経験年数が他法人の経験年数を含め10年以上で介護福祉士資格を有するもの
	B	職種	児童発達支援管理責任者 児童指導員 保育士 サービス管理責任者 生活支援員 理学療法士 作業療法士 臨床心理士 言語聴覚士	生活相談員 介護支援専門員 介護職員	生活相談員 介護職員兼生活相談員 介護職員
分	条件	Aの条件に該当しないもの	Aの条件に該当しないもの	Aの条件に該当しないもの	
	C	職種 条件	介助員 賃金の年額が440万円を超えるものは対象外		

2 第1項の職員が管理職手当を受給している場合は、条件に関わらず区分をBとし、施設長を兼務している場合は、特定処遇改善手当を支給しない。

(経験年数)

第4条 前条第1項における経験年数は、毎会計年度4月1日（以下「基準日」という。）における直接処遇又は相談業務等に従事した期間の合計月数（1月末

満の端数があるときは、これを切り捨てた数)を12で除した数とする。

- 2 前項の勤務歴は、第1種又は第2種の社会福祉事業を行う施設、及びこれらに類似する施設で直接処遇又は相談業務等に従事した期間とし、就業先の事業主が直接雇用する常勤の正規職員として職務に従事した場合はその期間の100分の100、前述した以外の常勤の職員として職務に従事した場合は100分の80、他の場合は100分の50で換算するものとする。

(特定処遇改善手当額)

第5条 特定処遇改善手当額は、基準日における介護報酬及び障害福祉サービス等報酬における改定や加算の取得状況、及び職員の配置状況等により対象施設で算出し、理事長が別に定めるものとする。

- 2 特定処遇改善手当額の算出は、関係法令及び基準に基づくものとし、毎会計年度における加算で得られる収入の総額を特定処遇改善手当(特定処遇改善手当の支給に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる)として支出する総額が上回るよう算出することとする。ただし、対象施設が負担する差額は10万円以内、又は負担割合を5%以内とする。なお、加算の制度上、複数の対象施設について、合算申請が認められる場合は、同一施設として扱うことができるものとする。
- 3 常勤職員の特定処遇改善手当額は500円単位で定めるものとする。
- 4 臨時職員等の特定処遇改善手当額は10円単位で定めるものとする。

(特定処遇改善手当の支給)

第6条 常勤職員における支給日は、職員給与規程第6条第1項を準用する。

- 2 常勤職員が、休暇、休職、欠勤等の理由により月の初日から末日までの全日数にわたって勤務しないときは、当該月の特定処遇改善手当は支給しない。
- 3 臨時職員等における支給日は、臨時職員等取扱規程第7条を準用する。
- 4 臨時職員等における支給額は、理事長が定める特定処遇改善手当額に1か月の実労働時間を乗じて得た額とする。
- 5 前項の実労働時間数の計算期間は、月の初日から末日までとする。

(特定処遇改善加算の精算)

第7条 対象施設は、毎会計年度における加算で得られる収入の総額を、特定処遇改善手当として支出する総額が下回った場合は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に精算し対象職員へ支払うものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、特定処遇改善加算の精算に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。

(令和元年10月分から令和2年3月分に係る特定処遇改善手当の基準日)

2 令和元年10月分から令和2年3月分の特定処遇改善手当の基準日は令和元年10月1日とする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。